

出荷制限指示後の管理の考え方

－そば－

そばの管理対策については、出荷制限が指示された大崎市旧一栗村で生産されたそばの全量を把握し、市町村等と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 制限区域からの出荷管理

(1) 出荷者対策

県は、大崎市、J A系統出荷団体及び系統外出荷団体（以下、「出荷団体等」という。）等関係機関の協力を得て、そばの出荷制限が指示された大崎市旧一栗村における生産者に対し、一切の出荷を行わないよう巡回指導を行う。

(2) 流通対策

産直施設及び出荷団体等に対し、出荷制限が指示された大崎市旧一栗村のそばを取り扱わないこと、産地（大崎市産のそばについては旧一栗村以外の区域で生産されたこと）を確認の上、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの状況確認・巡回指導を行う。

2 制限区域外の市町村等からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された大崎市旧一栗村以外の区域から産出されるそばについては、産直施設及び出荷団体等に対し、入荷先、販売先等の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これらの取り組みが確実に行われるよう、流通拠点の巡回指導等を行う。

(注)：出荷制限が指示された区域（昭和25年2月1日現在の区域）

大崎市旧一栗村(現大崎市岩出山の一部区域)